

議案第20号

大阪市公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例案

大阪市公立大学法人評価委員会条例（平成17年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公立大学法人評価委員会条例 (抄)

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、
第4項

本市が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価等に関する事務を処理させるため
設置する大阪市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委
員会に関し必要な事項を定めるものとする。